

第 2 3 予防規程

第23 予防規程（法第14条の2第1項）

I 製造所等（給油取扱所を除く。）の予防規程

1 予防規程の作成単位（認可の申請）

同一事業所内に複数の危険物施設がある場合は、予防規程対象施設に含めて一の予防規程として作成し、予防規程本文の他に予防規程適用範囲（危険物製造所等の位置・名称を記載した配置図及び当該施設一覧表）を添付するよう指導する。

2 予防規程と他規程等との関係

事業所の社内規程等（工場就業規則、防災計画（地震対策条例）、危害予防規程（高圧ガス保安法））の内容が、予防規程の法定要件を十分満たしていれば、その様式のいかんにかかわらず予防規程として支障ないものであること。

事業所の社内規程等が複数ある場合は、優先順位を明確にし、記載内容に矛盾が生じないように定めるよう指導する。

3 予防規程に定める事項

予防規程は、事業所の実態に照らし危険物の取扱い形態や規模を考慮して次に掲げる内容等により安全管理の実効が挙がるよう作成するものであること。

(1) 総括的事項

ア 適用範囲は、製造所等の全域と定めていること。

イ 事業所の長は、事業所に勤務する者又は立入る者に予防規程を周知徹底させる義務があると定めていること。

ウ その他、次の事項を定めるよう指導する。

(ア) 遵守義務は、事業所に立入る者にも課すること。

(イ) 予防規程の細則（作業マニュアル、応急措置マニュアル等）に関すること。

なお、予防規程の内容の一部を細則等で定めている場合は、予防規程に必ずその細則等によることを明記させること。

(ウ) 危険物保安監督者等、危険物の貯蔵・取扱いに従事する者が、予防規程の立案、改正に参画すること。

(2) 保安業務を管理する者の職務及び組織（危省令第60条の2第1項第1号）

ア 保安管理組織の構成及び業務内容を役職名等で具体的に定めていること。

イ 保安管理組織を構成する者の代行に関することを定めていること。

ウ 保安管理組織の組織図の添付を指導する。

(3) 危険物保安監督者の代行（危省令第60条の2第1項第2号）

ア 危険物保安監督者の代行者は、施設の規模、人員、勤務形態等に応じて配置すること

を定めていること。

イ 危険物保安監督者の代行者は保安監督ができる立場の者を指定すると定めていること。

(4) 自衛の消防組織（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 3 号）

ア 自衛の消防組織の構成

(ア) 自衛の消防組織の構成を定めていること。

また、勤務シフト等による人員交替や休日・夜間等で人員の減少がある場合は通常時以外の構成を定めていること。

(イ) 自衛の消防組織の業務内容は、火災・爆発、危険物の漏洩・流出、風水害・地震時等を想定して定めていること。

(ウ) 自衛の消防組織を構成する者の代行に関することを定めていること。

(エ) 自衛の消防組織の組織図の添付を指導する。

イ 自衛の消防組織の活動

(ア) 消防機関等への通報方法を定めていること。

(イ) 自衛の消防隊の本部位置及び人員、資料等の集結に関することを定めていること。

(ウ) 近隣事業所と相互応援協定を結んでいる事業所は、協定に基づく応援資器材の要請等の方法に関することを定めていること。

(エ) 自衛の消防隊の通信・連絡手段に関することを定めていること。

(5) 保安教育（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 4 号）

ア 保安教育、訓練は、その対象者、実施期間及び内容等を具体的に定めていること。

(ア) 対象者を全従業員とし、職場管理者、一般作業員、新入社員（転勤者・アルバイトを含む。）等に分割して定めていること。

(イ) 実施期間は、年間の計画を定めるとともに臨時の新入社員等に対しては勤務することになった時と定めていること。

(ウ) 教育内容は、施設及び作業の実態に即した保安に必要な知識及び技能について定めていること。

イ 教育・訓練記録の保存について定めていること。

(6) 巡視、点検、検査（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 5 号）

ア 施設及び設備の維持管理の徹底を図るため、定期的に行う施設及び設備ごとの点検・検査基準を定めていること。

イ 危険物の保安に係る次の点検記録表（チェックリスト）を作成し、毎日の巡視点検について定めていること。

(ア) 運転状況の把握

(イ) 危険物の貯蔵及び取扱い状況の把握

なお、チェックリストの形式は、点検結果の適否が判別しやすい任意のものであること。

ウ 点検の実施者は、点検に必要な資格を有している等を考慮して定めていること。

エ 巡視点検で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めていること。

- オ 点検等の結果は、危険物保安監督者等の職場責任者が確認することを定めていること。
- (7) 危険物施設の運転・操作（危省令第60条の2第1項第6号）
- ア 誤操作がなく、安全かつ適正に運転するための基準を定めていること。
- イ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び再始動（以下「施設、設備の緊急停止」という。）の操作基準を定めていること。
- ウ 運転・操作基準の定期的な見直しについて定めていること。
- エ 施設、設備の緊急停止を決定する者を定めていること。
- オ 運転員等の引継ぎ交替に関することについて定めていること。
- カ 火気の種類及び火気作業としての範囲を具体的に定めていること。
- キ 火気使用に関する権限者を具体的に定めていること。
- ク 火気作業従事者の遵守事項を定めていること。
- ケ 火気使用の標識の掲出、火気作業の開始及び終了の連絡並びに火気作業前の安全確認について定めていること。
- コ 火気使用区域及び火気使用禁止区域について定めていること。
- サ 車両等の通行規制について定めていること。
- (8) 危険物の取扱作業基準（危省令第60条の2第1項第7号）
- 危険物の貯蔵及び取扱いについては、消防法令に定めるもののほか、危険性に即した貯蔵及び取扱いの基準を定めていること。
- (9) 補修等の方法（危省令第60条の2第1項第8号）
- ア 工事管理体制と手続きに関する責任者を具体的に定めていること。
- イ 工事着工前から工事終了後の設備等の安全対策を定め、工事・作業の標識の掲出、工事・作業の開始と終了の連絡及び工事・作業の前における安全確認について定めていること。
- ウ 工事責任者の選任及び工事中の立会いについて定めていること。
- エ 工事作業者の遵守事項を定めていること。
- オ 工事に火気を使用する場合は、(7)カからコを準用して定めていること。
- カ 工事場所周辺の施設・設備の安全確認について定めていること。
- (10) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理（危省令第60条の2第1項第8号の2）
- ア 工事に火気を使用する場合は、(7)カからコを準用して定めていること。
- イ 工事における危険物等の管理については、作業現場に係る危険物の排除方法並びに排除の確認方法について定めていること。
- (11) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策（危省令第60条の2第1項第8号の3）
- (12) 移送取扱所の配管工事の保安監督体制（危省令第60条の2第1項第9号）
- 前(9)を準用して定めていること。
- (13) 移送取扱所以外の工事における当該施設の配管に係る保安体制（危省令第60条の2第1項第10号）

前(9)を準用して定めていること。

(14) 災害その他非常の場合の措置（危省令第60条の2第1項第11号）

ア 自衛の消防組織が前(4)の業務内容に基づき、活動することを定めていること。

イ 緊急時の連絡網及び連絡手段を定めていること。

ウ 事故後の現場保存、原因究明等について定めていること。

エ 災害後から施設再開までの対策について次の事項を定めていること。

(ア) 復旧計画の作成

(イ) 復旧作業の実施

オ 油入ケーブル撤去工事の一般取扱所において予防規程が必要となる場合については、災害時に消防隊へ次の事項を報告するように定めていること。

(ア) 施設概要

a 消防隊出入口の位置

b マンホール、給排気口及び防火区画の位置等洞道内の構造

c 施設責任者の所在及び連絡先

(イ) 人的情報

a 当日の作業員の人数及び負傷者の有無

b 要救助者の有無及び場所

(ウ) 災害状況等

a 出火場所、燃焼物及び延焼範囲

b 工事・作業等の内容

c 危険物の漏えい拡大危険の有無

d 作業員による処置の内容

(15) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等（危省令第60条の2第1項11の2号）

ア 操業・火気使用の中止又は制限に関すること。

イ 地震直後の緊急点検の実施に関すること。

ウ 応急措置体制の確保（必要に応じ従業員の招集、必要な資器材の調達等）に関すること。

エ 危険箇所の補修等の実施に関すること。

オ 災害等に関する情報収集及び周辺住民等への広報に関すること。

カ 来訪者等の事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護活動、混乱防止対策等に関すること。

キ 周辺地域の市区町村、事業所及び住民等に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関すること。

ク 公共性の高い施設では、地震後から再開までの対策について次の事項を定めていること。

(ア) 二次点検の実施

(イ) 被害状況の把握及び施設の補修

- (ウ) 二次災害の防止措置
- ケ 神奈川県や小田原市等が作成した津波浸水想定区域図等において、津波による浸水が想定される地域に所在する製造所等は、次の事項を定めていること。
- (ア) 地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。
- a 従業員等への連絡方法
- (a) 設備稼働中の騒音等により緊急時の音声聞き取れない場所が存する場合や、設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮した上、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法
- (b) 海上又は河川において、危険物を陸上へ移送又は陸上から移送するための船舶が、荷卸し中又は航行中における船舶関係者へ伝達する方法
- b 従業員等の安全確保等に係る対応
- (a) 地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等
- (b) a、(b)の船舶関係者の避難方法等
- c 施設の緊急停止の方法、手順等
- (a) 設備の破損、停電及び浸水が発生した場合の対応
- (b) 津波襲来までの時間に応じた対応
- (c) 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災、流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程（プロセス）に応じた対応
- (d) 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応
- d 施設の緊急停止等の実施体制
- (a) 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権限及び従業員の役割
- (b) 夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯における実施体制
- e 従業員への教育及び訓練
- a から d についての従業員への教育及び定期的な訓練
- f 入構者に対する周知
- 従業員以外の入構者に対する避難に係る事項の周知
- (イ) 屋外タンク貯蔵所からの危険物の流出を防止するための措置に関すること。
- 津波による屋外貯蔵タンクの被害形態は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵危険物の重量等の状況により異なることから、屋外タンク貯蔵所の所有者等は、それぞれの状況を踏まえた具体的な被害予測を行う。
- a 特定屋外タンク貯蔵所
- 津波により特定屋外貯蔵タンクの附属配管が破損した場合は、タンク内に貯蔵された危険物が配管の破損箇所から流出するおそれが高いことから、タンク底板から

3 m以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクにあつては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止するための措置

b 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

容量が 1,000kL 未満の屋外貯蔵タンクにあつては、津波によりタンク本体が移動等の被害を受けるおそれが高いことから、所有者等は、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策について検証を行う。

コ 強化地域に所在する危険物施設の震災対策（危省令第 6 0 条の 2 第 2 項関係）

(ア) 定める必要がある危険物施設

a 及び b に当てはまる危険物施設

- a 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）にある危険物施設
- b 大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設

(イ) 定めるべき事項

強化地域における警戒宣言発令時の対応に係る次の事項を定めていること。

- a 危省令第 6 0 条の 2 第 2 項各号に係る事項
- b 操業・火気使用の中止又は制限に係る事項

サ 推進地域に所在する危険物施設の南海トラフ地震対策（危省令第 6 0 条の 2 第 4 項）

(ア) 定める必要がある危険物施設

a から c のすべてに当てはまる危険物施設

- a 南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災推進地域（以下「推進地域」という。）にある危険物施設
- b 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設
- c 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が所有等する危険物施設

(イ) 定めるべき事項

推進地域における津波対策に係る次の事項を定めていること。

- a 危規則第 6 0 条の 2 第 4 項各号に定める事項
- b 操業・火気使用の中止又は制限に係る事項

(16) 危険物の保安記録（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 1 2 号）

ア 施設及び設備ごとの維持管理台帳を作成し、巡視・点検・検査の結果及び補修・改修の記録並びに異常時の応急措置記録の保存について定めていること。

イ 火気使用の記録及び保存について定めていること。

ウ 工事・作業の経過記録及び同記録の保存について次の事項を定めていること。

(ア) 事故の記録・保存に関すること。

(イ) 設計資料及び工事記録等の図書に関すること。

- (17) 危険物施設の書類等の整備（危省令第60条の2第1項第13号）
製造所等の許可書類等の保管、整理について定めていること。

4 単独荷卸しを行う製造所等における事項

製造所及び一般取扱所で単独荷卸しを行う場合には、「3 予防規程に定める事項」に、II、4(1)から(6)の事項を追加すること。この場合において、II、4(1)から(6)中「危険物保安監督者」とあるのは「危険物保安監督者等」、「給油取扱所」とあるのは「製造所及び一般取扱所」と読み替えるものとする。

5 他の保安規程の適用を受ける施設の取扱い

危省令第61条前段に規程する製造所等に対しては、法第16条の5の規程に基づき、当該保安規程、危害予防規程の提出を求めること。

II 給油取扱所の予防規程

1 予防規程の作成単位（認可の申請）

原則として、一の給油取扱所に対して一の認可申請とすること。

2 予防規程に定める事項

(1) 総括的事項

- ア 適用範囲は、給油取扱所の全域とすることを定めていること。
- イ 遵守義務は、給油取扱所の従業員に課することを定めていること。
- ウ 出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定めていること。
- エ 危険物取扱者等、危険物の貯蔵・取扱いに従事する者も予防規程の立案、改正に参画することを定めるように指導する。

(2) 保安業務を管理する者の職務及び危険物保安監督者の代行（危省令第60条の2第1項第1号、第2号）

- ア 保安管理組織の構成及び業務内容を役職名等で具体的に定めていること。
- イ 危険物保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定めていること。
- ウ 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定め、保安管理の組織図を添付するよう指導する。

(3) 自衛の消防組織（危省令第60条の2第1項第3号）

- ア 勤務体制がシフト制を採用するなど日時によって従業員が異なる場合や営業時間が長時間にわたる場合は、実態に合わせた組織を定めていること。
- イ I 製造所等の予防規程3(4)を準用すること。

- (4) 保安教育（危省令第60条の2第1項第4号）
 - I 製造所等の予防規程3(5)を準用すること。
- (5) 巡視、点検、検査（危省令第60条の2第1項第5号）
 - ア 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者について定めていること。
 - イ 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処理を行う義務及び所長への報告義務を定めていること。
- (6) 危険物施設の運転・操作、危険物の取扱作業基準（危省令第60条の2第1項第6号、第7号）
 - ア 危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準については、法令に定める基準を遵守する義務の他、次の事項を定めていること。
 - (ア) 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
 - (イ) 給油又は注油時における油種の確認
 - (ウ) ローリーからの危険物受け入れ作業時における危険物取扱者の立会い義務と品目の確認及び受け入れタンクの残量の確認
 - (エ) みだりに火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
 - (オ) 危険物の積み降ろし時及び給油時における自動車等のエンジン停止の確認
 - (カ) 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注油済み容器の放置の禁止
 - (キ) その他当該給油取扱所の形態等に応じた必要な事項
 - イ 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油又は注油以外の業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定めるとともに、特に留意しなければならない次の事項も定めていること。
 - (ア) 給油又はこれに附随する注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係ない者を対象とする業務の禁止
 - (イ) 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施
 - (ウ) 所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施
 - (エ) その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じた必要な事項
 - ウ 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、あらかじめ明示された駐車禁止の場所以外の場所において行わせることについて定めていること。
- (7) 補修等の方法（危省令第60条の2第1項第8号）
 - I 製造所等の予防規程3(9)を準用すること。
- (8) 施設工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理、安全管理に関すること。（危省令第60条の2第1項第8号の2）
 - I 製造所等の予防規程3(10)を準用すること。
- (9) 顧客に対する監視その他保安のための措置（危省令第60条の2第1項第8号の4）
 - ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の顧客に対する指示・連絡体制及び必要な措置体制を定めていること。

- イ 顧客用固定給油設備等の 1 回の給油量及び給油時間の上限の設定について定めていること。
- (10) 災害その他非常の場合の措置（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 1 1 号）
- ア 災害時の即応体制を整えておくため、自衛の消防隊を編成すること及び自衛の消防隊長、自衛の消防隊員の責務を定めていること（規模に応じ、その役割分担を定めていること）。
- イ 事故時の措置及び消火活動等については、次の事項を定めていること。
- (ア) 火災の発生又は危険物流出等を覚知した者の報告義務と、自衛の消防隊長の指揮下で実施する客等の避難誘導及び応急措置
- (イ) 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置
- (ウ) 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報
- (11) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 1 1 号の 2）
- ア 地震発生時の措置については、危険物取扱作業の中止、安全確認のための点検実施についてのほか、以下の項目について定めていること。
- (ア) 来訪者等の事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等
- (イ) 周辺地域の区市町村、事業所及び住民等に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力の協力
- イ 地震後から施設再開までの対策について、次の事項を定めていること。
- (ア) 二次点検の実施
- (イ) 被害状況の把握及び施設の補修
- (ウ) 二次災害の防止措置
- (エ) 復旧作業等の実施
- ウ 神奈川県や小田原市等が作成した津波浸水想定区域図等において、津波による浸水が想定される地域に所在する場合は、次の事項を定めていること。
- (ア) 従業員等への連絡方法
- 設備稼働中の騒音等により緊急時の音声聞き取れない場所が存する場合や、設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮した上、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法
- (イ) 従業員等の安全確保等に係る対応
- 地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等
- (ウ) 施設の緊急停止の方法、手順等
- a 設備の破損、停電及び浸水が発生した場合の対応

- b 津波襲来までの時間に応じた対応
- c 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等において火災、流出等の事故が発生することがないように、施設に応じた対応
- d 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応
- (エ) 施設の緊急停止等の実施体制
 - a 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権限及び従業員の役割
 - b 夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯における実施体制
- (オ) 従業員への教育及び訓練
 - (ア) から (エ) についての従業員への教育及び定期的な訓練
- (カ) 入構者に対する周知
 - 従業員以外の入構者に対する避難に係る事項の周知
- エ 強化地域に所在する危険物施設の震災対策（危省令第 6 0 条の 2 第 2 項関係）
 - (ア) 定める必要がある危険物施設
 - a 及び b に当てはまる危険物施設
 - a 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）にある危険物施設
 - b 大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設
 - (イ) 定めるべき事項
 - 強化地域における警戒宣言発令時の対応に係る次の事項を定めていること。
 - a 危省令第 6 0 条の 2 第 2 項各号に係る事項
 - b 操業・火気使用の中止又は制限に係る事項
- オ 推進地域に所在する危険物施設の南海トラフ地震対策（危省令第 6 0 条の 2 第 4 項）
 - (ア) 定める必要がある危険物施設
 - a から c のすべてに当てはまる危険物施設
 - a 南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災推進地域（以下「推進地域」という。）にある危険物施設
 - b 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設
 - c 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が所有等する危険物施設
 - (イ) 定めるべき事項
 - 推進地域における津波対策に係る次の事項を定めていること。
 - a 危規則第 6 0 条の 2 第 4 項各号に定める事項
 - b 操業・火気使用の中止又は制限に係る事項
- (12) 危険物の保安記録（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 1 2 号）
 - I 製造所等の予防規程 3 (16) を準用すること。

(13) 危険物施設の書類等の整備（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 1 3 号）

I 製造所等の予防規程 3 (17) を準用すること。

3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所における事項

- (1) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員も予防規程の立案、改正に参画することを定めるように指導する。
- (2) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員の職務代行者及び保安に係る職務について定めていること。
- (3) 圧縮天然ガス等、圧縮水素の災害に対応した消火活動、応急措置、防災資機材等に関して定めていること。
- (4) 危害予防規程との関係
予防規程における緊急時の対応組織及び措置は、神奈川県に届出される危害予防規程と共通のものを定めていること。

4 単独荷卸しを行う給油取扱所における事項

次の事項を「2 予防規程に定める事項」に追加すること。

- (1) 危険物保安監督者及び従業員に対する教育（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 4 号関係）単独荷卸しに係る次の事項の教育を定めていること。
 - ア 単独荷卸しの仕組み
 - イ 単独荷卸しに係る安全対策設備の構造、機能等
 - ウ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の対応
 - エ 異常事態発生時の対応
- (2) 安全対策設備の維持管理（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 5 号関係）
単独荷卸しを行うため設置する安全対策設備及び安全対策設備を適正に維持管理するための点検等を定めていること。
- (3) 単独荷卸しの実施（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 7 号関係）
石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを適切に行うことを定めていること。
- (4) 事故等の異常事態発生時の対応（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 1 1 号、第 1 1 の 2 号関係）
営業中及び営業時間外における単独荷卸し時に異常事態（火災・地震・津波等の発生及び安全対策設備の異常）が発生した場合の対応を定めていること。
- (5) 単独荷卸しの仕組み（危省令第 6 0 条の 2 第 1 項第 1 4 号関係）
石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みについて、次の事項等を定めていること。
 - ア 給油取扱所に設置する安全対策設備
 - イ 単独荷卸しを実施する運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）が実施す

べき事項

- ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が実施すべき事項
- (6) 危険物保安監督者、従業員の体制（危省令第60条の2第1項第14号関係）
 - 単独荷卸し時における危険物保安監督者、従業員の体制について、次の事項を定めていること。
 - ア 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の危険物保安監督者の従業員に対する単独荷卸し開始時及び終了時の周知
 - イ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の乗務員との連絡体制（開始時、終了時等）
 - ウ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の給油取扱所においてとるべき措置
 - エ 単独荷卸し終了時の油量等の確認の実施